

# 統・高野山天野社の舞楽装束

—享徳三年一切経会舞楽装束の用途別構成について—

河上繁樹

## はじめに

京都国立博物館では、平成五年九月二十九日から十月三十一日まで特別陳列「高野山天野社伝来の舞楽装束」を開催した。この陳列は室町時代に高野山の鎮守天野社（丹生都比売神社）でおこなわれた一切経会の舞楽にスポットを当て、往時の華やかな舞楽装束の様相を探り、同時に染織史の視点から当時の織・染・繡の特色を明らかにしようとする試みであった。

この特別陳列に関しては、すでに図録『高野山天野社伝来の舞楽装束<sup>①</sup>』を刊行し、出陳作品の個別解説および天野社の舞楽装束についての概説を述べた。その概説では「高野山天野舞童装束注文」（金剛峯寺蔵）、並びに『高野山学侶宝蔵古器及楽装束図<sup>③</sup>』全六巻（東京国立博物館蔵）をもとに、天野社の舞楽装束の遺品のうち、文安六年（一四四九）京都に注文された装束を特定し、さらに享徳三年（一四五四）

銘の装束の概略にふれた。

しかしながら、舞童・舞人・樂人の装束について、各々がどのような組み合わせで着装されたのかという問題までは言及しえなかつた。今回、高野山金剛峯寺はもとより、大阪の鐘紡コレクションや東京国立博物館に分散した天野社の舞楽装束、及びその参考資料となる『高野山学侶宝蔵古器及楽装束図』を一堂に会することで、装束の組み合わせという問題にも、若干はあるが、見通しがついた。

現存する天野社の舞楽装束は、永和四年（一二七八）銘の「牡丹唐草文様補襷」を除けば、残りのほとんどが享徳三年（一四五四）三月の一切経会に際して調進された装束と考えられる。この時の装束の種類を大別すると、舞童装束・試楽装束・蛮絵装束・常装束があり、その他にも同時期に使用したと考えられる補襷装束なども含まれてゐる。これに『高野山学侶宝蔵古器及楽装束図』を参看して、すでに散逸した装束を補うことで、それぞれの装束の構成について、ある程度は復元ができると考えられる。以下、その具体的な組

み合わせを試みようと思う。

## 舞童装束

享徳二年の一切経会に際して調進された舞童の装束は、文安六年（一四四九）頃から調進の準備に取りかかっていた。「高野山天野舞童装束注文」は、文安六年六月に京都へ注文した舞童の装束に関する記載もある。この文書に記された装束が現存の遺例、及び『高野山学侶宝蔵古器及楽装束図』収録のどの装束に相当するかについては、すでに『高野山天野社伝來の舞楽装束』において考察した。その結果、文安六年六月の時点では、少なくとも左方の袍四具、右方の袍四具と、右方の半臂・下襲・袴各一具が注文され、それら装束のいくつかは断片ながらも『宝簡集』等の表装裂<sup>(4)</sup>として伝存し、また鐘紡コレクションの〈花菱亀甲文様半臂〉・蝶鳥瓜に向鳥丸文様袴<sup>(5)</sup>が一連の左方の装束であることも確認できた。

天野社一切経会の舞童の人数に関しては、南北朝時代の暦応年間（一三三三八一一三四二）頃の「野上庄土貢相節状」（『又続宝簡集』卷二九所収）に舞楽関係の費用として舞童用に米八十石と錢八十貫が計上され、一人当たりの割り当てが米十石と錢十貫となつていることから、八人であったことがわかる。この人数は文安六年のころにも変わつておらず、「高野山天野舞童装束注文」でも袍にもちいる顕紋紗として、左方四具、右方四具の合計八人分が注文されている。注文によれば、この袍は左方が紅地の顕紋紗に鳥丸を、右方が萌

葱地の顕紋紗に蝶丸を刺繡であらわしており、一具につき鳥丸あるいは蝶丸を百も繡つたことがうかがえる。

この注文に相当する袍は完全な形では伝わってはないが、金剛峯寺藏「牡丹唐草に向鳥丸文様唐櫃覆」（図13—1）は、この時の左方の袍を後世に唐櫃覆として仕立て替えたものであり、同種の裂は『宝簡集』などの表装裂にもちいられている。

いっぽう、右方の袍の断片である「牡丹唐草に向蝶丸文様裂」も『宝簡集』などの表装裂に見ることができる。また金剛峯寺藏「牡丹唐草に向蝶丸文様前掛」（図12—3）は「高野山天野舞童装束注文」にみえる「前垂」に相当する。「これは袍を仕立てる際に袍の一部である前垂（前掛）と裾を共裂の別仕立てとしたもの。注文に「前垂」と並んで「後垂」とみえるのは、別仕立ての裾のことである。『高野山学侶宝蔵古器及楽装束図』卷五には「牡丹唐草に向蝶丸文様前掛」と共の裂をもちいた袍（図12—1）が写されている。その袍は前垂と裾の部分がなく、上半身だけであることから、別仕立ての前垂および裾がそなわって一具をなしたと考えられる。

このように舞童装束の袍は、前垂と裾を別仕立てにし、左方四具が紅地顕紋紗に鳥丸を、右方四具が萌葱地の顕紋紗に蝶丸を繡つた八具が用意された。

さて、その袍の下には、どのような装束を着用したのであろうか。「高野山天野舞童装束注文」には、袍に用いる顕紋紗とともに半臂・下襲・袴の用布が記載されている。半臂に用いる綾は九尺五寸（約二八八センチ）、下襲の綾は一丈六尺五寸（約五〇〇センチ）、袴の織色（綾）は九尺（約二七三センチ）が注文されているので、用布量からすれば、各一具分が注文された計算になろう。

そのうち、下襲は「ククシ」つまり絞り染で「紺之染」を施している。舞楽装束は左方が赤系、右方が青緑系を基調色にするのが通例であるから、紺に染めた下襲は右方の装束ということになる。

袴は「袴之縫物蝶丸十四」とあり、袍と同様に蝶丸の刺繡が施されているのであるから、これも右方の装束とわかる。半臂も地を紺に染めているが、後述するように半臂は左方・右方とも地の色が紺であるから、「高野山天野舞童装束注文」に記された内容だけではどちらとも判断できない。

しかし、幸いなことに『高野山学侶宝蔵古器及樂装束図』には、文安六年に注文された舞童装束、及びその一連の装束が模写されている。そこには前述した右方の萌葱地蝶丸文の袍(卷五)のほか、左方・右方それぞれの半臂(卷三)・下襲(卷三)・袴(卷四)が確認できる。

そのなかから、まず「高野山天野舞童装束注文」の記述に相当す

る右方の装束をみると、下襲(図12-6)は、身頃が白平絹で、袖・前垂・裾は三ツ柏文綾に紺染の菱文をあらわし、菱の中に宝相華、菱の周囲に鳥の文様を繡い、さらに前垂と裾の縁には襷に花文の錦をめぐらす。袴は、蝶鳥瓜文の地に向鳥丸を刺繡し、膝継は襷に花文の錦、腰の裏に「左二」の墨書がある。下襲と袴には袍と同様、鳥の文様が表されている。半臂は紺綾地に花菱亀甲文(花菱は白色、亀甲は黄色で、右方とは逆の配色になっている)を刺繡し、襟と袖ぐりに襷に花文の錦を飾る(図13-3)。この襷に花文の錦は、左方の装束に共通して用いられる。遺例は鐘紡コレクションの「花菱亀甲文様半臂」(図13-2)と「蝶鳥瓜に向鳥丸文様袴」(図13-6)があり、「宝簡集」等の表装には下袭の断片裂(図13-5)がみられる。

以上、舞童の装束についてまとめると、袍は闕腋袍であり、この下に半臂、下袭を着け、表袴をはくという着装になる。左方の装束は紅・紫を基調色として、全体を鳥の文様で統一し、いっぽう、右方の装束は萌葱・紺を基調に、全体を蝶の文様で統一している。左方・右方ともこれに花菱亀甲文様の半臂が加わり、華やかな装束が構成されたのである。

この舞童装束は、左右それぞれ四具で、文様に鳥丸と蝶丸があらわされたのであるから、用途としては童舞の番舞である迦陵頻・胡蝶が思い浮かぶ。ところが、現行の迦陵頻・胡蝶の装束をみると、その構成は迦陵頻が袍・括袴・赤大口・鳥足・当帶・羽根・天冠・童髪・糸鞋・銅拍子、胡蝶が袍・括袴・赤大口・当帶・羽根・天冠・

野舞童装束注文」に記された「唐錦 文梅唐草」に相当する。遺例は下袭(図12-7)と袴(図12-9・12-10)の断片裂が、「宝簡集」等の表装にみられるが、半臂の遺品はない。

童髪・糸鞋・剪採花である。さらに中世の例として、山形の谷地八幡宮伝來の舞楽図<sup>(6)</sup>の場合も、現行の装束とほぼ同様の構成がみられる。これらと比較すると、天野社の舞楽装束は、袍の下に半臂・下襲を着け、袴も括袴ではなく表袴を着用するなど、基本的な相違が認められる。

さらに、江戸時代、寛永十三年（一六三六）に調進された輪王寺の舞楽装束を例に挙げると、ここでは迦陵頻・胡蝶の装束のほかに別の童舞装束が調えられている。装束を収めた寛永十三年銘の長持には、一合に「日光山東照大権現社／左方舞装束」として「迦陵頻四人前天冠四本結四袍四袴四銅拍子四羽四」と並んで「童舞四人前半臂四袍四下襲四袴四」と記され、また別の一合には「日光山東照大権現社／右方舞装束」として「胡蝶四人前一天冠四本結八袍 袴四」並んで「童舞四人前一半臂四下襲四袴四袍四」とある。ここに記されたようない迦陵頻・胡蝶と童舞では装束の構成が異なっている。装束の構成だけをみると、天野社の舞童装束は輪王寺の童舞の装束と同じである。

しかしながら、鳥・蝶の文様を付けるのであるから、やはり迦陵頻・胡蝶の装束とみるべきであろう。迦陵頻・胡蝶は、古来法会の供養舞として舞われる番舞であり<sup>(7)</sup>、天野社一切経会でも舞われた可能性はある。迦陵頻・胡蝶の装束が通例と異なる点に定型化されていない天野社の舞楽装束の一面がうかがえるのではなかろうか。

## 試楽装束

挿図2  
松梅文様括袴

挿図1  
薔薇に反橋文様括袴

試楽の装束は、水干と括袴で構成される。この装束にも左方と右方があり、左方は紅地、右方は紺地である。金剛峯寺には、左方の〈薔薇に反橋文様水干・括袴〉（図14-1-14-2）と〈松梅文様水干・括袴〉の二具、左方の〈洲浜に牡丹文様括袴〉が一腰、断片裂として左方の〈藤山吹文様裂〉および右方の〈薔薇に反橋文様裂〉が伝存する。左方の各袴に記された墨書中（挿図1-2）には「左一頭」「左二頭」「左後頭<sup>(5)</sup>」とあり、「左」は左方を指し、試楽装束の通し番号として「一」「二」「後」と付けられていることから、本来左方は五具の水干・括袴が存在したことが明らかであり、同様に右方も五具が用意されたことになる。

一具の水干と括袴には、同一の文様が刺繡であらわされたが、文様の題材は一具ずつ異なっている。「左一頭」とある装束は薔薇に反橋文様、「左二頭」は洲浜に牡丹文様、「左後頭<sup>(5)</sup>」は松梅文様、さらに左方の断片裂には藤山吹文様がみられる。いっぽう、『高野山学侶宝蔵古器及楽装束図』卷六には右方の薔薇に反橋文様の括袴（図15-1

2)が写されており、またその断片裂が『又続宝簡集』の表装に用いられていることから、左方と右方にそれぞれ同様の文様があらわされたと考えられる。ただし、『高野山学侶宝藏古器及楽装束図』卷六には、右方の装束として梅文様水干(図15—1)も写されている。左方に松梅文様の装束があるが、ここに写された右方の水干の文様は梅だけであり、これが「左後頭<sup>(五)</sup>」の松梅文様の装束に対応する右方の装束であるのかは判然としない。

これらの装束は、括袴の墨書銘に「天野一切經會試樂 享徳三年<sup>甲戌</sup>三月日」とあり、享徳三年の天野社一切経会に用いられたことは確かである。しかし、銘文にある「試樂」の内容は明らかでない。

試樂は、普通公式な舞楽の前におこなうリハーサルを意味するが、リハーサルのためにわざわざ装束を新調するとは考えられない。水干・括袴は大きさからみて、子どもが着た装束であり、「試樂」が童舞であったことはわかるが、水干・括袴は一般に舞楽装束にはみられないでの、天野社一切経会独自の樂舞がおこなわれたのであろう。

### 蛮絵装束

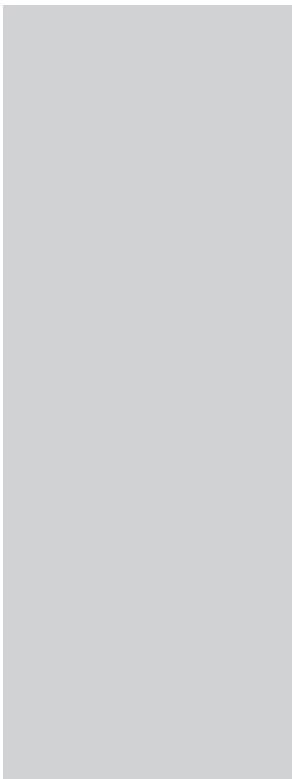
舞楽の装束は、特定の舞曲にもちいる別様装束と、常装束・補襷装束・蛮絵装束の三種の類型的な装束とに大別される。このうち、蛮絵装束は、蛮絵と呼ばれる獅子などの丸文をあらわした袍を着用する。蛮絵は、もとは平安時代に衛府の官人が着た褐衣にあらわされた文様であるが、彼らによつて雅樂が奏されたことから、舞楽の装束にも蛮絵袍が用いられた。近世以降の蛮絵装束は、蛮絵袍・下襷・表袴・赤大口・金帯(右方は銀帯)・糸鞋・冠・巻纓で構

成され、現行では、左方の五常樂・春庭花・喜春樂・桃季花・央宮樂、一鼓の六曲、右方の白浜・登天樂・敷手・長保樂の四曲の装束とされる。しかし、古くはむしろ樂人が着けた装束であった。

天野社の蛮絵装束は、樂人が蛮絵装束を着けたことを示す貴重な資料である。現存する天野社の蛮絵袍は、金剛峯寺に三領と、東京国立博物館に一領が伝わり、またいくつかの断片裂も残されている。

蛮絵袍には浅葱地のものと黄地のものがある。舞楽装束は左方が赤、右方が青の色調を原則とするので、『高野山天野社伝来の舞楽装束』等において、蛮絵袍も浅葱は青系統であるから右方の装束とし、それに対して黄色は左方の装束であろうとみていたのであるが、これは誤りであった。黄色は本来無位の位色であり、八位・初位の縲よりも下位におかれた。従つて、蛮絵袍の場合、浅葱を同系色の縲とみて、上位の左方の装束、黄は下位の右方の装束として扱うべきで、『樂家錄』にも「蛮絵之袍(中略)左方浅黄、右方黄」と明示されるところである。まずはそのことについて訂正しておかなければならぬ。

挿図3 黄地蛮絵袍



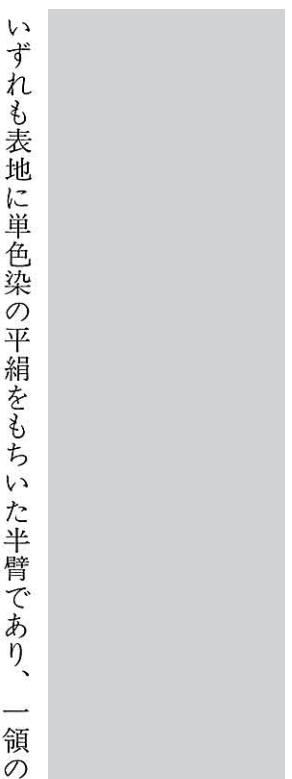
挿図5 半臂

挿図4 下襲

「紀州天野宮一切經會樂人十二具内／享徳三年<sup>甲</sup>(<sup>ニ</sup>)三月日於釋迦文院造之／奉行憲乘」(挿図3)とあり、本来は樂人の装束として十二具が調進されたことが示されている。十二具は左方の浅葱色の蜜絵袍六領と右方の黄色の蜜絵袍六領の合計であろう。

そして、金剛峯寺には蜜絵袍と同じ銘文の下襲(図16-3・挿図4)が四領伝えられている。これらは、いずれも白麻の身頃に白平絹の袖・前垂・裾をつけ、襟と袖単に赤平絹をもちいた簡素な仕様である。銘文が蜜絵袍と同一であることから、これらの下襲は蜜絵袍と組み合わされたと考えられる。

さらに、近世の蜜絵装束では半臂を着用しないが、天野社の場合には古式を伝えて闕腋である蜜絵袍の下に半臂を着込んだ。金剛峯寺には文様を施さない無地の半臂(図16-2)が十二具残されている。



挿図6 半臂

いすれも表地に単色染の平絹をもちいた半臂であり、一領のみが浅葱色、残る十一領は萌葱色である。浅葱色の半臂には「紀州天野宮一切經會二十具内／享徳三年<sup>甲</sup>(<sup>ニ</sup>)三月日於尺迦文院造之／奉行憲乘」(挿図5)の墨書があり、享徳三年の一切經會に際して調進されたことは明らかである。萌葱色の半臂にはいすれも「紀州天野宮一切經會二十具内」等の墨書があり、これらが同時に調進されたことを示し、さらにそのうちの一領に「紀州天野宮一切經會舞人樂人二十具内／享徳三年<sup>甲</sup>(<sup>ニ</sup>)三月日於尺迦文院造之」(挿図6)とあり、二十具という数は舞人と樂人の半臂の合計であることがわかる。樂人の装束は、蜜絵袍や下襲の墨書からも明らかなように十二具が伝えられたのであるから、半臂も十二具が樂人用でなければならない。金剛峯寺に無地の半臂が十二具残っているのは、偶然ではなく、まさに樂人の所用分が散逸することなく伝えられたと考えられる。

以上、天野社の蜜絵装束の用途と構成については、まずこれが樂人の装束であること、装束の一つに半臂を加えていることが近世以降の蜜絵装束と相違するところである。

### 常装束

舞楽の装束のうち、一番多くの舞曲に用いられるのが常装束であ

る。その構成は袍・下襲・半臂・忘緒・表袴・赤大口・鳥兜・踏懸・糸鞋・金帯（右方は銀帯）からなり、襲装束ともよばれる。天野社の舞楽装束のなかで、舞人の常装束にもちいた装束としては、半臂と下襲が伝わっている。

下襲は「菱文様下襲」（図17-2・18-2）で、金剛峯寺に左方が二領、右方が一領だけ残っている。垂領、広袖で、身頃は白麻で裏地をつけず、袖・前垂・裾は白平絹に菱文様を絞り染めであらわす。

左方は菱文様を紫色、右方は菱文様を紺色に染め、ともに前垂・裾の周囲に各種の錦をめぐらせて彩りを添えている（但し、左方は二領とも裾を欠失する）。また、裏地は左方が紫平絹、右方が萌葱平絹を用いている。三領は、いずれも背の裏に「紀州天野宮一切經會舞人八具内／享徳三年<sup>甲戌</sup>於尺迦文院造之／奉行憲乘」（挿図7）の墨書があり、舞人の下襲は八具が調えられたことがわかる。八具は左方・右方を合わせての数であろうから、内訳は左方四具、右方四具である。

舞人の半臂は、左方一領、右方一領がのこっている。左方は東京

国立博物館の「蝶文様半臂」（図17-1）で、表は紫地平絹に板締めによつて群蝶文を白抜きであわらし、裏地も紫平絹、背裏に「天野一

切経會二十具内」の墨書がある。いっぽう、右方は鐘紡コレクションの「花輪違い文様半臂」（図18-1）で、表は紺綾地に花輪違い文

を絞り染であらわし、裏地は萌葱平絹、やはり背裏に「天野一切經會二十具内」の墨書がある。

樂人の蛮絵装束の半臂が下襲同様に無地とされたのに對して、舞人の常装束は下袭に菱文様を左方が紫、右方が紺で染め、半臂も同様に左方を紫、右方を紺に染めた。すなわち、「蝶文様半臂」は紫地で左方の装束、「花輪違い文様半臂」は紺地で右方の装束である。墨書の「二十具内」は享徳二年に調進された二十具の半臂のうちという意味であり、蛮絵装束の項目で述べたように、二十具の半臂のうち十二具は樂人の分として調進されたのだから、残る八具が舞人用であつたと考えられる。現在、舞人の半臂は「蝶文様半臂」と「花輪違い文様半臂」が一具ずつ残るにすぎないが、東京国立博物館には、これらの半臂と同種の「蝶文様裂」と「花輪違い文様裂」が伝わっているので、本来は同種の半臂が左方・右方の各四具ずつ存在したと考へてよいであろう。

### 襦襷装束

襦襷は、一幅の織物の中央に首孔をあけ、これに頭を貫き出して被る貫頭衣の一種で、身頃を胸と背の両方に当てて着装することから、襦襷（兩當）と称した。舞楽の襦襷は、周縁に糸総をめぐらしたものと、錦や金襷をめぐらしたものとの二種に大別される。前者は、陵王や胡飲酒などの走舞に用いる装束であり、中央アジア系のいわゆる胡服の毛皮製の貫頭衣の遺制を伝えるという。後者は、打毬樂や泊杵などに用いる装束で、本来衛府の官人が盛儀に参列するときに着用した唐様の儀仗であり、唐の両当鎧が形式化したものといわ

挿図7 菱文様下襲

れる。

天野社の舞楽装束でも、この二種の補襠が用いられた。周縁に糸総をめぐらした、いわゆる毛縁の補襠としては、金剛峯寺に伝わる永和四年（一三七八）奉納の「牡丹唐草文様補襠」が南北朝時代の稀少な舞楽装束の遺例として著名であるが、これとは別に金剛峯寺には「牡丹花兔文様補襠」（図19—1）が伝来する。身頃に箱形の牡丹文と唐草に花兎の段を織りだした赤茶地の銀欄を用いた毛縁の補襠である。さらに、この補襠と同じ銀欄を用いた「牡丹花兔文様括袴」（図19—3）が鐘紡コレクションに伝えられている。

これらは共裂をもちいていることから、もとは一組の走舞の装束であり、しかも全体に小振りなことから童舞の所用と思われる。この装束がいつ調進されたかは明らかでないが、「高野山学侶宝蔵古器及楽装束図」卷三に写された文安六年注文の舞童の半臂（図12—5）にみる見切り飾りの組紐と、「牡丹花兔文様補襠」の見切り飾りの組紐が同一のものであることから、この補襠も享徳三年の一切経会に際して調進された装束と考えられる。

走舞の補襠装束の場合、補襠の下に袍を着用する。袍は、闕腋で、

裾を長く引き、袖口を括緒でしばるようになつてている。このタイプ

の袍としては金剛峯寺に「窠文様袍」がある。紅平絹地に刺繡で窠文をあらわした袍で、現状では両袖を欠失しているが、「高野山学侶宝蔵古器及楽装束図」卷四によれば、もとは広袖で、袖口に紅の括緒を通してあつたことがわかる（図19—2）。この種の袍は一般的に身頃を二幅とするが、これは一幅であり、童舞の装束として仕立てられたものである。さらに、裏地にもちいられた茜染の平絹（現在はほとんど剥落して、刺繡の裏などにわずかに残る）は、同じ裂が「牡丹

花兔文様補襠」や「牡丹花兔文様括袴」の裏地にも用いられているため、これらが同時期の制作であると推される。はたしてこの袍が補襠や括袴と一具になるという確証はないが、ともに童舞の装束であり、裏に同じ茜染平絹を付けていることなどの理由から、一具の装束として構成された可能性はある。また、袍にみる太めの平糸でざっくりと繡い上げた刺繡は、「花菱亀甲文様半臂」など享徳三年の一切経会に際して調進された一連の装束と共通する特色を示している。

以上の理由から、「牡丹花兔文様補襠」へ牡丹花兔文様括袴へ窠文様袍」は、享徳三年の一切経会に際して調進された童舞の補襠装束ではないかと考えられ、赤を基調色とすることから左方に属する装束であると判断できる。毛縁の補襠を用いる左方の童舞の走舞は、陵王・散手・抜頭などがあり、これらの補襠・括袴・袍だけではどの楽曲の装束であるかは比定できない。なお、時代は下がるが、天文元年（一五三二）の「桑実寺縁起絵巻」上巻第四段の七光寺の法会の場面では、樂屋で毛縁の補襠・窠文の赤袍・括袴を着装し、天冠をつけようとする童舞の陵王の姿がみられる。

周縁に錦をめぐらした補襠は、「高野山学侶宝蔵古器及楽装束図」卷四に纏綿錦をめぐらした花輪違い文様の補襠（図20—1）が写されている。この補襠は、裏に「右二」の墨書があり、右方の装束であることが明らかである。この補襠の図に続いて、同じく花輪違い文様錦の括袴が描かれており、これにも同様に「右二」の墨書があるから、袴と補襠が一具であるとわかる。この袴は、鐘紡コレクションが所蔵する「花輪違い文様括袴」（図20—2）に相当する。

また金剛峯寺には同じ錦をもちいた「花輪違い文様 摂腰」(図20—3)が三条残されている。摂腰は襦袢のうえから腰に当て、両端に付けた紐を前にまわして結ぶ腰帶の一種である。三条にはそれぞれ裏面に「右二」「右三」「右後<sup>(8)</sup>」の墨書があることから、同種類の右方の襦袢装束が少なくとも五具存在していたことになる。

『楽家錄』によれば、この種の襦袢をもちいるのは、打毬樂・狛杵・埴破・陪臈の四曲である。このうち、打毬樂は左方、陪臈は右方に属するが、本来唐樂であり、赤系の装束を着けた。右方の装束としては、狛杵・埴破ということになる。近世では、例えば四天王寺の舞樂装束の場合、狛杵が花輪違いの文様、埴破が立涌の文様とした例がある。しかし、前述の『桑実寺縁起絵巻』の七光寺の法会の場面には、樂屋で待機する狛杵の舞人の姿も描かれているが、襦袢の文様は花輪違いではなく、文様にきまりはなかつたと思われる。文様から天野社の襦袢装束がどちらの楽曲にもちいられたかを決定することはできない。ただ、『桑実寺縁起絵巻』の狛杵の襦袢も縁に縹錦をめぐらせており、室町時代において狛杵に錦縁の襦袢がもちらされた例を示している。天野社の襦袢装束も狛杵の可能性が考えられよう。

### おわりに

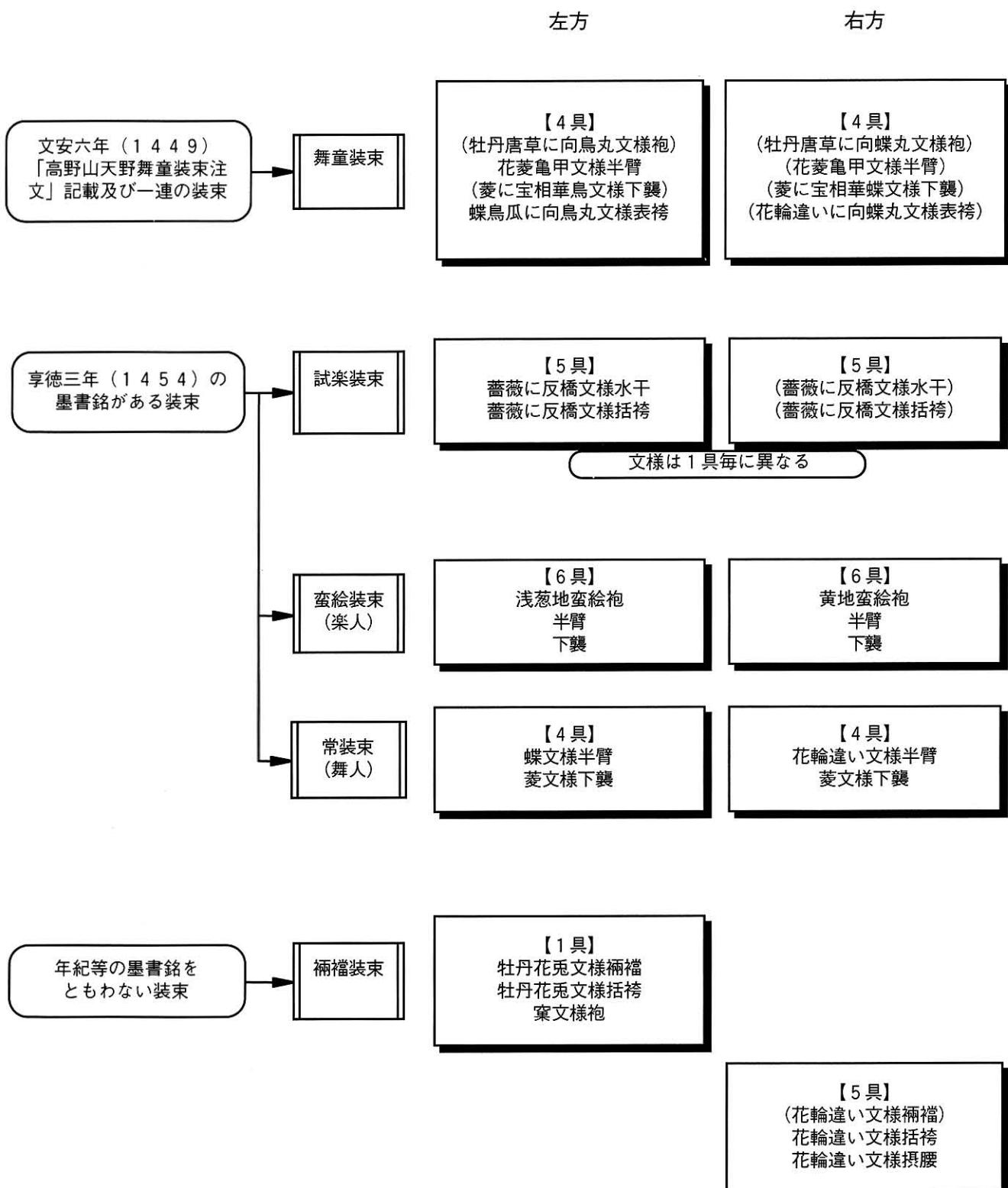
本論では、享徳三年に高野山天野社でおこなわれた一切経会に伴う舞樂の装束について、用途別の構成を考察した。近世の舞樂装束は、四天王寺や輪王寺など大揃いのものが遺り、舞曲ごとの装束が揃い、その構成をうかがうことができる。しかし、中世の舞樂装束

では、近世ほどまとまりのある遺例はなく、からうじて天野社の遺品が存在する程度であり、個々の装束がどういう用途のもとでどのよう組み合わされたかを考察するには資料が不足していた。

幸いにも、平成二年に金剛峯寺勸学院から新たに天野社の舞樂装束七種二十三点がみつかり<sup>(8)</sup>、天野社一切経会の舞樂像を考えるうえでの貴重な手がかりを得た。これにすでに知られている金剛峯寺、鐘紡コレクション、東京国立博物館の装束を併せ、さらに散逸した装束を『高野山学侶宝蔵古器及楽装束図』で補いながら、それらを舞童装束・試楽装束・蛮絵装束・常装束・襦袢装束という分類に従って編成することで、天野社の舞樂装束の構成がある程度は明らかになつたのではないかと思う。最後に、今まで述べた内容を簡略に示した用途別構成表を掲げて、本論を閉じたい。

## 高野山天野社享徳三年一切経会舞楽装束 用途別構成表

( ) の装束は『高野山学侶宝藏古器及楽装束図』に収録されるが、現在は断片のみが伝わるもの



京都国立博物館『高野山天野社伝來の舞楽装束』平成五年九月二十九日

『続宝簡集』卷五七所収。天野一切経会に使用する童舞の装束について、文安六年（一四四九）六月に京都に注文した半臂や下襲などの装束の生地代や加工賃等の代金を記す。現存の天野社の舞楽装束のなかに、この文書に記された装束に相当すると見られる遺例がある。

〔积文〕

高野山天野舞童装束注文  
高野山 天野舞童装束注文事

合

一肆拾捌貫三百六十文 結紋紗之織色

八具分左四具 紅代尺別貳百廿文宛  
右四具 黄代尺別百六十文宛 合廿四丈八尺也

一陸貫六百文 唐錦 文梅唐草一丈一尺代

一壹貫五百廿文 斑尾之地綾九尺五寸代尺別百六十文宛

一貳百五十文 同面之紺之染貨

一廿文 同張ちん打ちん共

一參貫三百文 斑尾并懸帶共縫物代

一貳貫百六十文 裙之織色九尺代尺別二百四十文宛

一四百文 下重之綾一丈六尺五寸代尺別百九十九文客

一六十文 同ク・シ貨

一三百文 同紺之染貨綾ハ面ハぬき可とをり

一壹貫参百文 同縫物之代

一貳拾肆貫文 結紋紗八具縫物榮丸島九  
一具三九之數百在之

一貳貫五百文 馬頭之装束織物二丈二尺代尺別三貫文宛

一貳貫三百文 緝壹疋四丈五尺六寸代

一十五文 同練貨

一百廿文 斑尾之裏緝一丈三尺三寸紺染貨

同緝一丈七尺二寸前垂後垂之帶折

同緝裁殘一丈五尺七寸深長房方へ渡之

一肆貫百八十文

精好二丈八尺代尺別百十文宛

一六百文

同紅梅之染貨

一參貫百文

黃北緝一端三丈四尺五寸代

一五十文

同練貨

一百五十文

北緝一丈七尺六寸ト緝八尺八寸萌黄

一百文

北緝七尺二寸紫之染貨

一四十文

北緝七尺六寸薄紅梅之染貨

裁残之北緝貳尺在之

一三十文

緝八尺八寸朽葉之染貨

一貳八百五十文

平緝カ二丈七尺三寸代

一貳貫百五十文

緝壹疋四丈七尺五寸代

一十五文

同練貨

一六十文

斑尾之頸上縫糸之代萌黄赤系

一五十文

すわう十兩

一十文

たうさ

一三百文

堅朱砂之代

一百文

ふのり之代

一五十五文

荷覆之蓮

一貳百文

大舍人へ酒直

一四貫文

緝貳疋代

一貳貫五十文

緝一疋代此壹疋内半疋ハ深長房方へ渡之

一參貫五百文

使者寺用

一糸染貨五十三文

以上百貳拾貫百四十八文

此内八十五貫文度々京着此内五貫ハ  
尺迦文院之替也

廿壹貫文六月北坊より之替

廿六日都合百陸貫文相殘代物之不足

文安六年六月日 京都之使者安樂院 賢重之

結紋紗以下織物士之在所

大舍人之内大内坊西頬右馬孫三郎

經信

縫物士之在所

中御門高倉と春日之間東頬衛門次郎

3

天保七年（一八三六）に狩野晴川院養信（一七九六—一八四六）が中  
心となつて、當時、高野山の学侶宝蔵に収められていた天野社関係の  
調度、古面、樂裝束類を模写した巻子本。模写は丹念におこなわれて  
おり、装束に関しては、装束の前後の姿を縮小して載せ、各寸法を記  
入し、さらには部分図を詳細に写し、彩色を施している。この模写と  
現存遺品を照合することによって、すでに散逸した装束の存在がわか  
り、また、『宝簡集』などの表装にもちいられて断片となつて伝えられ  
る裂類についても、もとの装束を特定できるものがある。詳細は、東  
京国立博物館編『調査研究報告書 高野山学侶宝蔵古器及樂裝束図』  
（平成四年三月）。

4

高野山金剛峯寺に伝わる重要な文書類は、江戸時代に順次整理がなさ  
れ、『宝簡集』、『続宝簡集』、『又続宝簡集』と名付けられて巻子装にさ  
れた。これらの表装の一部には天野社の舞樂装束裂がもちいられています。  
詳細は、拙稿『『宝簡集』の表装に用いられた天野社伝来の舞樂装  
束裂について』（東京国立博物館編『調査研究報告書 高野山学侶宝蔵  
古器及樂裝束図』所収 平成四年三月）。

5

高野山金剛峯寺に伝わる重要な文書類は、江戸時代に順次整理がなさ  
れ、『宝簡集』、『続宝簡集』、『又続宝簡集』と名付けられて巻子装にさ  
れた。これらの表装の一部には天野社の舞樂装束裂がもちいられています。  
詳細は、拙稿『『宝簡集』の表装に用いられた天野社伝来の舞樂装  
束裂について』（東京国立博物館編『調査研究報告書 高野山学侶宝蔵  
古器及樂裝束図』所収 平成四年三月）。

（牡丹唐草に向蝶丸文様裂）は二種類がある。一種は（牡丹唐草に向鳥  
丸文様唐櫃覆）と同一の顕紋紗を地にしたもの、別の一  
種は（牡丹唐  
草に向蝶丸文様前掛）と同一のもの。両者には、地の顕紋紗や刺繡に  
相違があるが、この違いは機や縫物師の手の違いによると考えられ、  
制作の時期に大きな隔たりはないと思われる。

卷頭・巻末に嘉曆四年（一三三一九）の年紀があるが、図は後世の写し  
ではないかと思われる。（京都国立博物館編『古面』所収 昭和五七年）  
小野功龍「雅樂と法会」（日本の古典芸能第一巻 雅樂 所収）平凡社  
昭和四五年一月

拙稿「新たに発見された高野山天野社伝來の舞樂装束について」  
MUSEUM第四七九号 平成三年二月

8

6

（牡丹唐草に向蝶丸文様裂）は二種類がある。一種は（牡丹唐草に向鳥  
丸文様唐櫃覆）と同一の顕紋紗を地にしたもの、別の一  
種は（牡丹唐  
草に向蝶丸文様前掛）と同一のもの。両者には、地の顕紋紗や刺繡に  
相違があるが、この違いは機や縫物師の手の違いによると考えられ、  
制作の時期に大きな隔たりはないと思われる。

卷頭・巻末に嘉曆四年（一三三一九）の年紀があるが、図は後世の写し  
ではないかと思われる。（京都国立博物館編『古面』所収 昭和五七年）  
小野功龍「雅樂と法会」（日本の古典芸能第一巻 雅樂 所収）平凡社  
昭和四五年一月

拙稿「新たに発見された高野山天野社伝來の舞樂装束について」  
MUSEUM第四七九号 平成三年二月